

いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査事業委託業務プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査事業委託業務
(2) 業務の目的 別添の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査事業委託業務仕様書のとおり
(3) 業務内容 別添の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査事業委託業務仕様書のとおり
(4) 業務期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

2. 見積限度額

金4,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3. 参加資格要件

次の要件を満たす者とする。なお、参加者が参加要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調定に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調定の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
(4) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格（役務の提供）（以下競争入札参加資格という。）を有している者であること。
(5) いの町建設工事入札参加資格停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
(6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

4. 参加方法

(1) 提出書類

以下に掲げる書類を提出するものとし、指定なきものはA4サイズの任意様式とする。

提出書類	部数	備考
1 参加申込書	1 部	別紙様式第2号による
2 業務受託実績書	1 部	別紙様式第3号による
3 企画提案書	1 部	別紙様式第4号による
4 管理責任者（技術責任者）調書	1 部	別紙様式第5号による
5 業務実施体系図	1 部	別紙様式第6号による
6 業務の実施方法及び手法	5 部	別紙様式第7号による。以下を記載すること。 ・仕様書に基づく事業の具体的な実施手法 ・事業スケジュール ・日常生活圏域ニーズ調査の実績 ・その他PR事項等

7	個人情報に関する社内規定書類または第三者認定認証書類	5部	複写可
8	事業所概要	5部	事業所パンフレットでも可
9	見積書	1部	本事業実施に係る見積書

(2) 提出期限

令和2年1月8日（水）午後5時まで

(3) 提出先

いの町ほけん福祉課 ☎781-2110 いの町1400 すこやかセンター伊野

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送の場合は、提出期限必着とする。また、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかつたことによる異議を申し立てることはできない。

※ 持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時15分のみ受け付ける。

5. 提案の審査方法

企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査事業委託業務プロポーザル審査委員会」が以下の審査項目に基づき、提案書による書類審査を行い受託予定者を決定する。ただし、書類審査で評価が分かれた場合には、プレゼンテーションを実施する。

なお、書類審査を以下の4名で実施する。

- ① ほけん福祉課 課長
- ② ほけん福祉課 課長補佐（福祉担当）
- ③ ほけん福祉課 高齢福祉係長
- ④ ほけん福祉課 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査事業担当

審査項目	評価事項	採点割合
業務実績	日常生活圏域ニーズ調査事業の業務実績、受託体制	20/100
企画提案書	業務に対する技術力、提案の独創性、意欲的確性及び実現性	60/100
個人情報保護	第三者における認定・認証の有無	20/100

6. 事業者選定及び審査結果

- (1) 事業者の選定は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価し決定する。審査結果は、令和2年1月15日（水）以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付する。
- (2) 審査後、選定者と提案書等の内容をもとに、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の交渉を行う。この交渉が不調の時は次点者と交渉するものとする。

7. 本件に関する問合せ等

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メール又はFAXで受付を行う。質問内容及び回答については、町公式ホームページで公表する。

問合期限 令和元年12月25日（水）午後5時まで

回答日 令和元年12月27日（金）を期限として公表

8. 留意事項

- (1) 提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても提案書を受理することはできない。
- (2) 予算規模の上限額を超えた見積額を提示した企画提案は、審査対象から除外する。
- (3) 提案書等の提出書類の作成に係る費用については、提出者の負担とし参加報酬(報償費)等は支払わない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出された提案書は必要に応じて複写（ほけん福祉課担当職員に限る。）する。
- (6) 提出期限以降の提案書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提案書等の提出書類は、いの町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当に利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式第2号に記入し提出すること。開示、非開示の判断は、様式第2号により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断することとする。
- (8) 提出された書類等の記載事項が虚偽であることが判明した場合、その時点で失格とする。
- (9) 参加業者が複数でない場合においても、提出書類からその内容及び能力について検討し、業務委託実施を行うかを判断する。

9. 問い合わせ先

所在地 〒781-2110 高知県吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野
担当部署 いの町ほけん福祉課 担当 堀尾
電話番号 088-893-3810
FAX 番号 088-893-1101
E-mail k-horio@town.ino.lg.jp